

名張市都市マスタープラン改定検討委員会運営要領

名張市都市計画審議会条例（昭和 56 年名張市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき設置された小委員会の運営に当たり必要な事項について下記のとおり定めることとする。

平成 21 年 7 月 10 日

1. 名称

この小委員会の名称は、「名張市都市マスタープラン改定検討委員会」（以下「改定検討委員会」という。）と称する。

2. 目的及び役割

改定検討委員会は、名張市が「名張市都市マスタープラン」を改定するに当たり、当該マスタープランにおける基本的なまちづくりの方針など、本市の特性を反映したものとすべく、名張市都市計画審議会の調査機関として専門的な見地からその内容を調査検討することを目的とする。

3. 改定検討委員会の設置期間

改定検討委員会の設置期間は、「名張市都市マスタープラン」の改定に係る調査検討が終了したときまでとする。

4. 改定検討委員会の構成

改定検討委員会は、次に掲げる者につき、名張市都市計画審議会会長が指名するものをもって構成する。

- | | |
|---|-----|
| （ 1 ） 条例第 2 条第 1 号に規定する者 | 3 名 |
| （ 2 ） 条例第 2 条第 3 号に規定する者 | 1 名 |
| （ 3 ） 条例第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき市長が委嘱した専門委員 | 6 名 |

5. 委員長及び副委員長の選任

改定検討委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。委員長は名張市都市計画審議会会長が指名し、会を招集・統括する。

また、副委員長は、委員長が指名し、委員長が欠席の場合は、副委員長が委員長の職務を代理する。

6. 改定検討委員会の運営

改定検討委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないこととし、運営については、条例第 8 条及び第 9 条並びに名張市都市計画審議会運営規程を準用することとし、その際に、「審議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に読み替えることとする。ただし、これによりがたい場合は改定検討委員会において協議のうえ決定する。

7. その他

この要領に定めのない事項については、改定検討委員会において協議のうえ決定する。

附則

この要領は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。